○経済産業省告示第八十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。

平成三十年四月十三日

経済産業大臣　世耕　弘成

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
一三二六〇二	平成三十年三月二十七日	自動車等給油メーター	株式会社富永製作所	株式会社富永製作所　久御山工場 京都府久世郡久御山町田井東荒見二十七―一

○国土交通省告示第六百九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　中央自動車道富士吉田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
山梨県南都留郡西桂町小沼字米倉三四八〇番二から同県南都留郡西桂町小沼字米倉三五一六番二地先まで	前	最大 五〇	四二
		最小 四三	
	後	最大 三三	
		最小 三二	
富士吉田市上暮地字五名米倉五番七から同市小明見三丁目六六六番四まで	前	最大 二三〇	
		最小 四一	四一八
	後	最大 二一八	
		最小 三七	

○国土交通省告示第六百十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道 富士吉田線	山梨県南都留郡西桂町小沼字米倉三四八〇番二から富士吉田市小明見三丁目七〇一番一まで	平成三十年四月十五日十五時

○国土交通省告示第六百十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
伊勢原市上粕屋字秋山上二九三一番三から同市上粕屋字神成松二七八五番一まで	前	最大 二九八	二二七
		最小 五一	
	後	最大 三〇〇	
		最小 六九	

○国土交通省告示第六百十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
秦野市八沢字本八沢六七三番二から同市八沢字グミノ木七九〇番まで	前	最大 四二七	一二二
		最小 三六六	
	後	最大 五〇九	
		最小 三八五	

○国土交通省告示第六百十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　近畿自動車道名古屋亀山線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
亀山市太岡寺町字井戸谷一一四四番一から同市太岡寺町字富士山七六〇番四まで	前	最大 一七六	八一
		最小 二三	
	後	最大 一七六	
		最小 二八	

○国土交通省告示第六百十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

国土交通大臣　石井　啓一